

## 入札参加資格の再認定に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市入札参加資格等に関する要綱（以下「入札参加資格要綱」という。）第11条に規定する入札参加資格の再認定の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 合併等により入札参加資格の再認定ができる場合とは次に掲げるものをいう。

#### (1) 合併

- ア 有資格者が合併により新たに会社を設立した場合
- イ 有資格者が合併により存続する会社の場合
- ウ 有資格者が合併により消滅し、その一方が存続する会社の場合

#### (2) 営業譲渡

- ア 有資格者である親会社とその営業の一部を独立させるため、新たに子会社を設立し、当該子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止されたときの子会社の場合
- イ 新たに会社が設立され、当該会社が他の有資格者の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した有資格者（承継譲渡会社）の当該営業活動が廃止されたときの承継譲受会社の場合
- ウ 既存の業者が他の有資格者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した有資格者（譲渡会社）の営業活動が廃止されたときの譲受会社の場合

#### (3) 分割

- ア 有資格者である分割会社が、営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために吸収分割を行ったことにより、分割会社の当該営業部門の営業活動が廃止されたときの当該営業を承継した分割承継会社の場合
- イ 有資格者である分割会社が、営業の全部又は一部を新たに設立される会社に承継させるために新設分割を行ったことにより、分割会社の当該営業部門の営業活動が廃止されたときの当該営業を承継した分割新設会社の場合

(4) 有資格者が会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく手続開始の決定を受け

た場合

(5) 有資格者が民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく手続開始の決定を受け

た場合

(申請書類)

第3条 市長は、再申請者に対し、入札参加資格要綱第3条第3項及び別表一に掲げる書類を提出させて、申請させるものとする。

(再認定)

第4条 市長は、前条に掲げる内容について審査し、入札参加資格要綱第2条に掲げる者を除き、入札参加資格の再認定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により、再認定を行ったものについては、入札参加資格要綱第5条の規定により、等級の区分を行うものとする。

(入札参加資格の有効期限)

第5条 前条の規定により認定された入札参加資格の有効期間は、入札参加資格の認定日の翌日から入札参加資格要綱第9条の規定による有効期間満了日までとする。

附 則

この要領は平成17年4月1日から適用する。

	提出書類
第2条第1号 ( 存続会社を甲， 消滅会社を乙とする )	入札参加資格申請書及び添付書類 合併契約書(協定書)の写し 株主総会議事録(合併契約書承認に係る記載のあるもの)の写し(甲及び乙) 定款の写し(甲) 許可通知書(証明書)の写し(甲) 廃業届の写し(乙) 商業登記簿謄本の写し(甲) 建設工事の申請には，経営規模等評価結果通知書及び総合 評定値通知書の写し(審査基準日が合併日以降のもの) (甲)も提出
第2条第2号 ( 子会社，承継譲 受会社又は譲受会 社を甲，親会社， 承継譲渡会社又は 譲渡会社を乙とす る )	入札参加資格申請書及び添付書類 営業譲渡契約書(協定書)の写し 株主総会議事録(営業譲渡契約書承認に係る記載のあるもの)の写し(甲及び乙) 定款の写し(甲) 許可通知書(証明書)の写し(甲) 廃業届の写し(乙) 商業登記簿謄本の写し(甲) 建設工事の申請には，経営規模等評価結果通知書及び総合 評定値通知書の写し(審査基準日が譲渡日以降のもの) (甲)も提出
第2条第3号 ( 分割承継会社及 び分割新設会社を 甲，分割会社を乙 とする )	入札参加資格申請書及び添付書類 分割契約書(協定書)又は分割計画書(以下「分割契約書等」という。)の写し 株主総会議事録(分割契約書等承認に係る記載のあるもの)の写し(甲及び乙)

	<p>定款の写し（甲）</p> <p>許可通知書（証明書）の写し（甲）</p> <p>廃業届の写し（乙）</p> <p>商業登記簿謄本の写し（甲）</p> <p>建設工事の申請には，経営規模等評価結果通知書及び総合      評定値通知書の写し（審査基準日が分割日以降のもの）      （甲）も提出</p>
<p>第2条第4号</p>	<p>入札参加資格申請書及び添付書類</p> <p>更正手続開始決定書の写し</p> <p>更正手続開始決定時以降に定款，役員等に変更があった場      合は，当該変更を証明する書類</p> <p>建設工事の申請には，更正手続開始決定時を審査基準日と      する経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の      写しも提出</p>
<p>第2条第5号</p>	<p>入札参加資格申請書及び添付書類</p> <p>再生手続開始決定書の写し</p> <p>再生手続開始決定時以降に定款，役員等に変更があった場      合は，当該変更を証明する書類</p> <p>建設工事の申請には，再生手続開始決定時を審査基準日と      する経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の      写しも提出</p>